

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公表番号】特表2019-519367(P2019-519367A)

【公表日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-027

【出願番号】特願2018-567097(P2018-567097)

【国際特許分類】

B 01 D 46/00 (2006.01)

【F I】

B 01 D 46/00 302

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月17日(2020.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体の内部開口内に取り外し可能に位置付けることができるよう構成されたフィルタカートリッジであって、

入口端部、出口端部、および外周形状を有する外表面を含む媒体パックと、

(a) 前記媒体パックの少なくとも一部を包囲する枠部材であって、前記枠部材は前記媒体パックの前記外周形状と異なる形状を有する枠壁を含む、枠部材と、

(b) 前記媒体パックの少なくとも一部を包囲する殻であって、前記殻は前記媒体パックの前記外周形状と異なる形状を有する殻壁を含む、殻と、の少なくとも1つと、

前記媒体パックの前記入口端部の少なくとも一部を中心には延在する封止部材であって、前記封止部材は前記媒体パックの前記外表面から離間されたピンチシール部を含む、封止部材と、を含む、フィルタカートリッジ。

【請求項2】

入口端部、出口端部、および内周形状を有する筐体壁によって画定された前記入口端部と前記出口端部との間の内部開口を含む筐体との組合せにおける、請求項1に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項3】

前記殻を含み、前記殻壁は、前記筐体壁の前記内周形状に概ね一致する外形を有する、請求項2に記載の組合せ。

【請求項4】

前記枠部材を含み、前記枠壁は、前記筐体壁の前記内周形状に概ね一致する外形を有する、請求項2に記載の組合せ。

【請求項5】

前記枠部材および前記殻の両方を含む、請求項1に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項6】

前記封止部材は可撓性である、請求項1に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項7】

少なくとも前記枠部材を含み、前記枠部材は、前記媒体パックが前記枠部材の内部開口内の少なくとも一部に位置付けられるとき、前記枠壁と前記媒体パックの前記外表面との間に配置された隙間を横切る少なくとも1つの場所において、その上縁部で前記枠壁から

内方に延在する上唇部によって少なくとも一部が画定された前記内部開口をさらに含む、請求項 1 に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 8】

少なくとも前記枠部材を含み、前記枠壁は、前記枠部材の内部開口を横切って延在するハンドルをさらに含む、請求項 1 に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 9】

前記媒体パックの前記外周形状は少なくとも 1 つの湾曲部を含み、前記枠壁および前記殻の少なくとも 1 つの前記形状は多角形状を含む、請求項 1 に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 10】

少なくとも前記枠部材を含み、前記枠部材は、底周囲縁部および前記底周囲縁部から延在する少なくとも 1 つの延長部材をさらに含む、請求項 1 に記載のフィルタカートリッジ。